

7 保健及び福祉の向上

7 保健及び福祉の向上

事業名	離島地域出産支援事業(H20～)		
事業内容	島内で分娩ができない離島地域の妊婦が、島外の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に、妊婦健診や出産時に要する交通費・宿泊費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。		
助成等の要件	①対象者 対象地域に居住する妊婦で、余儀なく島外で妊婦健診及び出産をする妊婦 ②対象地域 ・常駐の産科医がいない県内有人離島(20島) ・医療機関の休業等により、島内で分娩ができない県内有人離島(1島)		
助成対象	①妊婦健診を受診する際の交通費及び宿泊費 ②出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費 ③妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された場合の移送費 (妊婦の担当医師等の指示によるものに限る。ただしヘリによる急患搬送は除く。)		
その他補足	市町村が実施主体として妊婦への助成事業を行うことが前提		
予算額	2,072千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-2775
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者地域支え合いグループポイント事業(H26～)		
事業内容	① 概要 高齢者を含むグループが取り組む互助活動等に対してポイントを付与し、高齢者を地域全体で支える活動を推進する。 ② 事業主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費、事務費		
助成等の要件	① 対象グループ ・構成員が3名以上であること。 ・構成員の半数以上を高齢者(65歳以上)で占めること。 ・代表者を定め、継続的に活動すること。 ② ポイント付与対象活動 ・互助活動ポイント: 高齢者を支援する活動、地域活性化の活動 ・子育て支援ポイント: 互助活動のうち、子育て支援活動1回(60分以上)に対し1ポイントを加算 ・子ども食堂支援ポイント: 子育て支援活動のうち、子ども食堂支援活動1回(60分以上)に対し1ポイントを加算 ・地域デビューポイント: 新規設立グループ及び新たに高齢者が加入した既存グループに対し、地域デビューポイント(2ポイント)を付与。		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
予算額	70,774千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kenko-fukushi/koreisya/genkidosappu/h26genkidotiikihoukatu.html

事業名	介護人材確保ポイント事業(R3～)		
事業内容	① 概要 幅広い世代の方が、高齢者の見守りや買い物支援などのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、介護人材の裾野の拡大を推進する。 ② 実施主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費		
助成等の要件	① 対象 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者(個人) ② ポイント付与対象活動 ・ 高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等でのボランティア活動 ・ 生活支援グループの活動でのボランティア活動 ・ 県が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
予算額	5,555千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/ikigai/uppoint/index.html

事業名	高齢者生きがい活動促進事業(H23～)		
事業内容	1 実施主体 市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能) 2 実施方法 本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体(以下「NPO法人等」という。)の設立準備、事務所等活動拠点の初度設備整備等に必要な経費に対する助成を行う。 ただし、助成期間は1年以内とし、他の国庫負担(補助)制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象としない。 3 事業内容 以下の取組を通じた高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う。 ア 農福連携等推進事業 イ 多世代交流の取組 ウ 地域のクラブ活動や学校の部活動等の応援活動の取組 エ 男性高齢者の社会参加の促進に資する取組 オ 上記以外の地域の支え合い活動		
助成等の要件	1 対象となる団体 新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等について、実施主体ごとに1程度を本事業の対象とする。ただし、令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」(厚生労働省委託事業)において、地域づくりの推進に係る伴走的支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組を行う場合は、実施主体ごとにさらに1団体を本事業の対象とする。 2 助成の対象となるNPO法人等の取組 ① NPO法人等が行う活動は、『高齢者生きがい活動促進事業実施要綱』(2)の①により市町村が把握する地域の高齢者の課題の解決に資する高齢者によるボランティア活動とする。 (活動の例) ・ 農福連携・林福連携・水福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動(高齢者への配食サービスのための農産物等の生産活動等) ・ 見守り、配食等の生活支援 ・ 多世代による共生の居場所づくり 等 ② 利用料等事業により得られた収入の一部を、ボランティア活動を行う高齢者へ支給(活動の実費、謝礼等)するものとする。 ③ 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うことを目標とする。 ④ 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者が自発的に社会参加し、地域社会の中でいきいきと生活するとともに、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となるよう努めるものとする。		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体である市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能)が、本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体に助成。		
予算額	17,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	厚生労働省
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	子ども・子育て市町村応援交付金事業(R6～)		
事業内容	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村に対して補助を行う。		
助成等の要件	(交付対象事業) 令和6年度以降市町村が新たに取り組む、結婚から妊娠・出産、子育て期までを対象とした子ども・子育て支援事業(以下「子ども・子育て支援事業」という。)をいい、市町村が直接実施する事業及び市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付することにより行う以下の事業 (1)市町村応援事業 県が推奨する次に掲げる事業又は市町村の創意工夫による子ども・子育て支援事業 ア 放課後児童クラブの利用料支援 イ 病児保育の利用料支援 ウ 産後レスパイトケア (2)モデル事業 先駆的な事業で、他市町村への波及効果が期待できるような子ども・子育て支援事業 (交付対象とならない事業) (1) 国や県その他団体等からの補助金、交付金等が充当されている事業又は国や県その他団体等から委託されている事業 (2) 県から市町村へ移管した事業 (3) 子ども医療費助成事業 (4) 祝い金等の現金給付を行う事業 (事業費) 市町村応援事業 1市町村につき3,000千円(負担割合:市町村1/2、県1/2) モデル事業 1市町村につき5,000千円(負担割合:県10/10) (その他) モデル事業については、別に設置する選定委員会において交付対象事業を決定する。		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
予算額	62,920千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子ども政策課総務調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2982
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	産後ケア推進事業(R6～)		
事業内容	安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援の充実を図るため、産後ケア利用者が負担する利用料を無償化する市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	①対象事業 市町村が取り組む次の(1)から(3)の産後ケア事業であって、本補助金を活用して、利用者が負担する利用料を無償化(食事代及びおむつ等消耗品代を実費徴収する場合を除く。)する場合。 (1)産後ケア事業 短期入所(ショートステイ)型 (2)産後ケア事業 通所(デイサービス)型 (3)産後ケア事業 居宅訪問(アウトリーチ)型 ※ ただし、利用者の所得に応じて利用料の徴収・非徴収の別がある場合は対象外。 ②補助額 対象事業の(1)～(3)ごとに、次のア、イのいずれか低い額に利用延べ件数を乗じて算出して得た額の合計額を助成する。 ア 「一人当たりの市町村の産後ケアに係る事業費」の2割の額 イ 「利用者が負担する利用料」として市町村が定める額 ※ ただし、一人当たりの助成上限は、5回以内。		
助成対象	市町村		
その他補足	市町村が実施する産後ケア事業において、本補助金を用いて、産後ケア利用者が負担する利用料を無償化することが前提		
予算額	16,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2775
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島地域子ども通院費等支援事業(R6～)		
事業内容	島外の医療機関への通院等が必要となる離島地域の子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの通院等に要する交通・宿泊費の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	①対象者 県内離島に住所を有する子ども(島外で医療等を受ける必要があると判断された者(島外で医療等を受ける必要を示す医師の診断証明等、確認書類の提出が要件))及びその付添者1名 ※「子ども」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの者をいう。 ※「付添者」とは、二親等以内の親族である者をいう。ただし、二親等以内の親族が不在である場合は、子どもを現に監護する者及び成年後見人を以て代えることができる。 ※「医療等」とは、島内の医療機関等において治療等を受けることができないと診断された子どもが島外において受ける必要な治療等をいう。 ②対象地域 子どもが住所を有する県内離島		
助成対象	鹿児島本土までの航空運賃や船賃などの交通費及び宿泊費		
その他補足	市町村が実施主体として通院等に係る助成事業を行うことが前提		
予算額	29,915千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子医療係
対象地域	離島地域(奄美を含む)	連絡先	099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	遠方の分娩施設への交通費等支援事業(R6～)		
事業内容	(1)遠方の産科医療機関等で妊産婦健診・乳幼児健診等の受診や出産を行う妊産婦等に対して、健診や出産等の際の交通費等の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。 (2)遠方の不妊治療受診者に対して、「保険適用による生殖補助医療を受ける際の交通費等」の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	対象者 ①妊婦健診:自宅(又は里帰り先)から最寄りの産科医療機関等※まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 ②出産:自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設等※まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 ※ハイリスク妊婦の場合は、「産科医療機関等」及び「分娩取扱施設」を「周産期母子医療センター」に読み替える ③産婦健診・産後ケア・乳幼児健診:自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設等※まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦等 ④不妊治療:対象地域に居住し、保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦		
助成対象	①妊婦健診:最寄りの産科医療機関等までの交通費(往復分) ②出産:最寄りの分娩取扱施設等までの交通費(往復分)及び出産待機のための宿泊費(上限14泊) ③産婦健診・産後ケア・乳幼児健診:最寄りの分娩取扱施設等までの交通費(往復分) ④不妊治療:最寄りの保険適用による生殖補助医療・男性不妊治療を行う医療機関までの交通費(往復分) 離島地域は、生殖補助医療・男性不妊治療ともに合わせて一連の治療につき9回の交通費(往復分) 保険適用による生殖補助医療を行う医療機関のない県内有人離島に居住する夫婦が治療を受けるための宿泊費(一連の治療につき上限15泊)		
その他補足	市町村が実施主体として妊産婦等への助成事業を行うことが前提		
予算額	42,164千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係、母子医療係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2775、099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	保育人材支援等市町村交付金事業(R6～)		
事業内容	市町村における保育士確保対策を支援するため、新たな保育士確保対策に取り組む市町村に対して補助を行う。		
助成等の要件	(交付対象事業) 令和6年度以降、市町村が新たに取り組む保育士確保対策に資する事業をいい、市町村が直接実施する事業及び市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付することにより行う事業 (交付対象とならない事業) (1) 県からの補助金、交付金等の助成の対象となっている事業又は県から委託されている事業 (2) 県から市町村へ移管した事業 (3) 施設や設備の整備、修繕を行う事業 (交付基準額) 離島の市町村及び保育所等のある離島を有する市町村 4,000千円(負担割合:市町村1/2、県1/2) その他の市町村 3,000千円(負担割合:市町村1/2、県1/2)		
助成対象	市町村		
その他補足	交付金の活用には、鹿児島県保育士人材バンクを活用するための業務提携契約書を県と締結する必要がある。		
予算額	29,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課子ども育成係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2088
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	世代間交流で人生100年生きがい創出事業(R6～)		
事業内容	これまで地域活動に参加していなかった層を含め、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり・健康づくりを促進するため、世代間交流イベント等を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する。 1 実施主体:市町村 2 補助上限 ① デジタルを活用したイベント等 100万円(本土)、120万円(離島) ② ①以外のイベント等 30万円 3 負担割合:市町村1/3、県2/3		
助成等の要件	・ 高齢者と他世代との交流を図れる内容であること ・ 高齢者の生きがいづくり・健康づくりに寄与するものであること ・ 新たな世代間交流の取組みであること(既存の取組みにデジタル活用等の新たな要素を加える場合も可) ・ 事業効果の検証が行えること ・ 継続して実施される見込みがあること		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村 市町村は、市町村長が適当と認める団体等への委託、補助により事業を実施することができる。		
予算額	4,978千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/eb13/kenko-fukushi/koreisya/ikigai/sedaikan.html